

はじめに

日本公認会計士協会京滋会においては、会長在任中に会長を監修者として少なくとも1冊の出版物を発刊することがよき伝統として引き継がれ、我々公認会計士の業務である監査・会計・税務・マネージメントサービスに関する出版物を清文社のご協力を得て、長年にわたり発刊してきました。

今回はその中で税務一租税法を取り上げさせていただきました。公認会計士になるための最終試験である実務補習所修了考查試験の委員（租税法担当）等の経験から、修了考查受験生が租税法および租税法判例を学習するのに役立つ書籍を目指しました。一方では、若手公認会計士はもちろんのこと、事業者、各種実務家、税務分野の大学院生および学部学生の皆様にも租税法判例を楽しく学べるようにとの思いで、読み易いコンセプトとして企画いたしました。

このような考えをもとに、本書は租税実務を行う上で必須となる租税法（租税法判例）について、日々生起する相談案件を、京都で開業する公認会計士事務所で所長の真生と沙也加、藍子、雪の三人の女性会計士により、判例中心で読み解いていくという設定で、次のように構成しました。

1. 事件のいきさつ

事件のいきさつでは四季の移り変わりを京都らしさの中で織り込みながら、日々直面する相談案件を会話形式で展開させていきました。

2. 関連事件を学ぶ

相談案件を解決するために、関連した判例を判旨のみならず、納税者および課税庁の主張を織り込み、整理しました。

3. 関係条文を読む

判例を読み解くために必要な関係条文を掲載しました。

4. 主要論点について考える

関係事件の判旨、下級審判例などをもとに、論点を整理しました。

5. 事件のゆくえ

相談を受けた案件について、関連する判例をもとに、結論のひとつを紹介し、相談者の信頼を得ていくまとめとしました。

本書の執筆者は京都・滋賀で公認会計士・税理士として活躍されている京滋会所属の公認会計士8名で、税務業務に深く携わっている第一線の実務家です。企画から2年以上を要し、試行錯誤を繰り返しながら練り上げていったも

ので、本書の編集に当たっては、執筆者全員でそれぞれの内容を吟味する検討会を20回以上重ねていただき、熱の入った議論を経て完成に至ったものですが、租税の専門家だけでなく、実務をされている方々やこれから租税を学ぼうとされている学生の皆様にもぜひ、一度、手に取っていただきたいと思っています。読者の皆様の実務的な対応や勉学にお役に立つことができれば幸いに思います。

本書の編集に当たって、京滋会出版委員会吉川了平委員長には、執筆者を取りまとめ、出版委員会企画段階から検討会での議論、執筆原稿の確認、調整まで多大なご尽力をいただきました。また、日本公認会計士協会税務委員会のメンバーにはお忙しい中、短期間でレビューし、的確な指導をいただきましたことを感謝申し上げたいと思います。おかげさまで、完成度の高い書籍となりました。

最後になりますが、長年にわたり弊会の出版活動を支えていただいております株式会社清文社に感謝申し上げますとともに、同社の小泉定裕社長並びに編集部高橋祐介氏のご協力に心から御礼申し上げます。

平成27年12月3日

日本公認会計士協会京滋会
会長 深井和巳

目次

事件file 001	ポーカーゲーム	02
事件file 002	妻ではダメなんですか？	10
事件file 003	帳簿価格で売ってはダメなんですか？	18
事件file 004	私が株主になるのね？	26
事件file 005	人格は認めてもらえないのですか？	34
事件file 006	WiFi の導入	44
事件file 007	路線価が高すぎます	52
事件file 008	税務署の対応を信じてはいけなかったのですか？	60
事件file 009	いくらで買えばいいの？	68
事件file 010	たまたま手に入れた土地	76

目次

事件file 011	売上値引じゃないんですか？	84
事件file 012	社内旅行へ行こう	92
事件file 013	別れても税金の面倒まで みなきゃいけないですか？	100
事件file 014	二度税金を取られるの？	108
事件file 015	売上は入金時でいいの？	116
事件file 016	いくらまでなら認められるの？	124
事件file 017	帳簿はきちんと付けましょう	132
事件file 018	利息は必要ですか？	140
事件file 019	土地は失うのに、 相続税は戻ってこないの？	150
事件file 020	どうして他人の税金を 払わなくてはならないの？	158

- 事件file 021 株主総会の決議が無効になつたら、確定申告はどうなるの？ 166
- 事件file 022 債務を弁済しちゃダメなんですか？ 176
- 事件file 023 友人の訪問 184
- 事件file 024 所得が推計される？ 192
- 事件file 025 タダで貸しちゃダメなんですか？ 200
- 事件file 026 退職金の支払が大変なんです 206
- 事件file 027 抵当権と国税徴収権のどちらが優先されるのですか？ 216
- 事件file 028 いつ計上するの？ 224
- 事件file 029 お金出して買ったのに取得価格に含まれないの？ 232
- 事件file 030 勝手に法律構成できるのですか？ 240

税目別目次

租税法一般

信義則

- 事件 file008 税務署の対応を信じてはいけなかったのですか？ … 60
判例：最高裁昭和62年10月30日判決・税資160号542頁

租税回避

- 事件 file030 勝手に法律構成できるのですか？ 240
判例：最高裁平成15年6月13日判決・税資253号順号9367

詐害行為取消権

- 事件 file022 債務を弁済しちゃダメなんですか？ 176
判例：横浜地裁平成7年9月26日判決・訟月42巻11号2566頁

推計課税

- 事件 file024 所得が推計される？ 192
判例：東京高裁平成6年3月30日判決・訟月41巻4号823頁

国税通則法

更正の請求

- 事件 file019 土地は失うのに、相続税は戻ってこないの？ 150
判例：大阪高裁平成14年7月25日判決・税資252号順号9167

法人税法

人格のない社団

- 事件 file005 人格は認めてもらえないのですか？ 34
判例：福岡高裁平成2年7月18日判決・判タ750号165頁

確定決算

- 事件 file021 株主総会の決議が無効になつたら、
確定申告はどうなるの？ 166
判例：福岡高裁平成19年6月19日判決・税資257号順号10729

収益

- 事件 file015 売上は入金時でいいの？ 116
判例：最高裁平成5年11月25日判決・民集47巻9号5278頁

簿価売買

- 事件 file003 帳簿価格で売ってはダメなんですか？ 18
判例：最高裁平成7年12月19日判決・民集49巻10号3121頁

損害賠償請求

- 事件 file028 いつ計上するの？ 224
判例：最高裁平成21年7月10日判決・税資259号順号11243

売上値引

- 事件 file011 売上値引じゃないんですか？ 84
判例：東京高裁平成4年9月24日判決・行集43巻8・9号1181頁

経営指導料

- 事件 file016 いくらまでなら認められるの？ 124
判例：東京地裁平成12年2月3日判決・税資246号393頁

寄附金

- 事件 file018 利息は必要ですか？ 140
判例：大阪高裁昭和53年3月30日判決・高民集31巻1号63頁

減価償却資産

- 事件 file006 WiFi の導入 44
判例：最高裁平成20年9月16日判決・民集62巻8号2089頁

税目別目次

給与

- 事件 file012 社内旅行へ行こう 92
判例：大阪高裁昭和63年3月31日判決・訟月34巻10号2096頁

退職金

- 事件 file026 退職金の支払が大変なんです 206
判例：最高裁昭和58年12月6日判決・訟月30巻6号1065頁

事業譲り受け

- 事件 file009 いくらで買えばいいの？ 68
判例：最高裁昭和51年7月13日判決・集民118号267頁

DES

- 事件 file004 私が株主になるのね？ 26
判例：東京高裁平成22年9月15日判決・税資260号順号11511

消費税法

仕入税額控除

- 事件 file017 帳簿はきちんと付けましょう 132
判例：東京地裁平成9年8月28日判決・行集48巻7・8号600頁

所得税法

収入

- 事件 file001 ポーカーゲーム 2
判例：最高裁昭和46年11月9日判決・民集25巻8号1120頁

二重課税

- 事件 file014 二度税金を取られるの？ 108
判例：最高裁平成22年7月6日判決・民集64巻5号1277頁

無利息融資

事件 file**025** タダで貸しちゃダメなんですか？ 200
判例：最高裁平成16年7月20日判決・判時1873号123頁

56条

事件 file**002** 妻ではダメなんですか？ 10
判例：最高裁平成16年11月2日判決・訟月51巻10号2615頁

譲渡所得

事件 file**029** お金出して買ったのに取得価格に含まれないの？ · 232
判例：最高裁平成6年9月13日判決・集民173号79頁

財産分与

事件 file**013** 別れても税金の面倒までみなきゃいけないのでですか？ 100
判例：最高裁平成元年9月14日判決・判時1336号93頁

源泉徴収

事件 file**023** 友人の訪問 184
判例：最高裁平成22年3月2日判決・税資260号順号11391

時効取得

事件 file**010** たまたま手に入れた土地 76
判例：東京地裁平成4年3月10日判決・税資188号573頁

相続税法

路線価

事件 file**007** 路線価が高すぎます 52
判例：名古屋地裁平成16年8月30日判決・判タ1196号60頁

税目別目次

国税徴収法

第二次納税義務

事件 file**020** どうして他人の税金を払わなくてはならないの？ … 158
判例：最高裁平成18年1月19日判決・訟月53巻10号2930頁

抵当権

事件 file**027** 抵当権と国税徴収権のどちらが優先されるのですか？ ……………… 216
判例：最高裁大法廷昭和32年1月16日判決・税資25号15頁

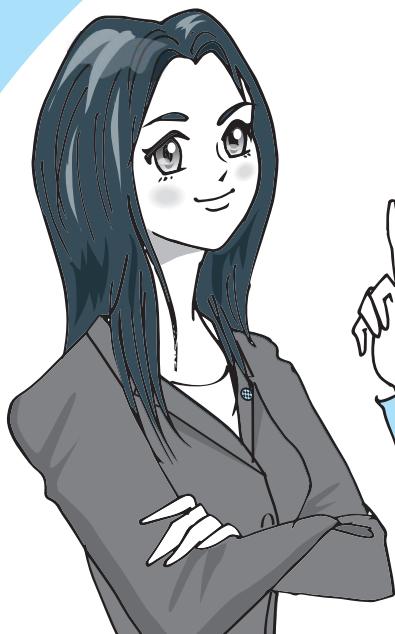
凡 例

本書で使用する略語例は以下のとおりです。

民集…最高裁判所民事判例集	家月…家庭裁判月報
訟月…訟務月報	高民集…高等裁判所民事判例集
税資…税務訴訟資料	裁時…裁判所時報
判夕…判例タイムズ	最大判…最高裁大法廷判決
集民…最高裁判所裁判集民事	最判…最高裁判決
行集…行政事件裁判例集	高判…高等裁判決
判時…判例時報	地判…地方裁判決

※本書の内容は、平成27年11月1日現在の法令によっています。また、掲載の事件 file のうち一部は、日本公認会計士協会中日本五会第46回研究大会（平成27年1月24日、開催地：京都）における報告内容を加筆修正したものです。
なお、本書の文中意見にわたる部分は、日本公認会計士協会の公式見解ではありません。

登場人物



藍子 Aiko

何事にも動じず、
困難な事件に立ち向かう
事務所きっての
エース公認会計士・税理士。



雪 Yuki

公認会計士・税理士
歴は浅いが、
真面目で明るい
ムードメーカー。



沙也加 Sayaka

事務所開設当初から
真生をサポートしてきた
ベテラン公認会計士・税理士。

真生 Maki

京都洛中の京町家に
事務所をかまえる
所長公認会計士・税理士。
所員には、法律と判例の
重要性を説いている。



ポーカーゲーム

判例事件名：最高裁昭和46年11月9日判決・民集25巻8号1120頁

控訴審：福岡高裁昭和42年11月30日判決・民集25巻8号1153頁

第一審：福岡地裁昭和42年3月17日判決・民集25巻8号1131頁



事件のいきさつ

藍子と後輩の雪は久しぶりに所長の真生からランチに誘われ、都をどりで賑わう花見小路にある中華料理屋に来ている。藍子がお気に入りのレストランの一つだ。観光客を意識してか、店内ではその都をどりの音色が流れ、大勢の客で賑わっている。すでに予約済みのようであり、待つことなくすぐにテーブルに案内された。そこにはなぜか5席用意されていたので、藍子が疑問に思っていると、

「またせたかあ」

なんとも店に似つかわしくない風体の男性が2名、大声を発しながら真生の方に歩み寄ってくる。

「京都府警組織犯罪対策第2課の南川と、部下の大西君だ。南川はぼくの高校時代の同級生だ」

真生は南川と大西を藍子らに紹介し、お互いに名刺交換をして座席に着いた。ひととおり料理を堪能し、杏仁豆腐が用意される頃になり、ようやく本題に入った。南川らの話を要約すると、先日逮捕したAは個人で喫茶店を営んでおり、客を増やすため、知人Bにそそのかされて、5台のポーカーゲーム機を設置し、違法営業をしていたそうだ。脱税事案の処理は国税庁に委ねるとしても、この機会に、ポーカーゲーム機賭博のあがりをめぐる課税関係を知つておきたいらしい。

藍子は大学院時代に履修した刑法を振り返る。賭博罪（刑法185条）は賭博をした場合に、常習賭博罪（同186条1項）は常習として賭博をした場合に成



都をどり：毎年4月1日～30日にかけて開催される祇園甲部の舞踊公演

をもって譲渡の対価とすることは、本件取引の経過に照らして経済的な合理性を有すると認識し得たものということができる」とし、Xの請求を棄却したのであった。

②租税法律主義と租税回避

本判決は、「租税法律主義を強調」し（『平成13年度主要民事判例解説』（判例タイムズ1096号）2002年、237頁）、「私法上の法律構成による否認を認めなかつた裁判例」といわれる（『租税法判例百選一第5版一』有斐閣、2011年、39頁）。このような考え方はその後、東京高判H14-3-20・訟月49巻6号1808頁）および、その第一審（東京地判H13-3-28・訟月49巻6号1820頁）等に承継されている。

たとえば東京地判H13-3-28・訟月49巻6号1820頁では、「所得税法は、売買契約における譲渡所得と交換契約の譲渡所得について、その課税標準を異にすることを容認し、前者については、当事者間で合意された代金額を原則として尊重するという態度に出ているものである。したがって、当事者間においてなされた二つの売買契約において、結果として双方の有する財産権の交換的な移転の要素があったとしても、そのことから直ちに、当事者間の意思の合理的な解釈として、二つの売買契約を交換契約であると認定することは、特段の事情がない限り許されない」とする。

また東京高判H14-3-20・訟月49巻6号1808頁では、さらに一步踏み込み、「それぞれ別個の売買契約を締結したことは、むしろ自然なことというべきであり、これをもって社会通念上不合理なものあるいは租税負担を不当に回避することを企図した濫用目的に出たものであるとはいひ難」く、「本件譲渡土地及び本件購入土地の譲渡を本件各契約の締結及び各売買代金の相殺という法形式を選択して行った取引を、補足金付交換契約又は補足金付交換契約類似の無名契約という法形式に引き直して、これに対応した課税処分を行うことを認める規定も存在しない」と判示しているところである。



事件のゆくえ

藍子はまず関係判例のポイントを簡潔に麗琴に解説した。

「ね。結構問題になっているよね。麗琴が悩んでいる点は。

それと、デベロッパーが個人か法人かもポイントだわ。法人からだと、時価と取引価額との差額は、個人への贈与ということになって、一時所得か雑所得として課税されることになりかねないからね。もちろん、この場合も時価がいくらなのか、というが重要な鍵を握るんだけど」

さらに藍子は説明を続けた。

「さっきのは高裁の判例だけれど、『譲渡所得に対する税負担の軽減を図るという考慮から、より迂遠な面のある方式である…各別の売買契約とその各売買代金の相殺という法形式を採用』した、ということであれば、『租税法律主義の下においては、法律の根拠なしに、当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引き直し、それに対応する課税要件が充足されたものとして取り扱う権限が課税庁に認めら』れない、ということになるわ。

このあたりのことを丁寧に説明すればわかってもらえると思うよ」

だからこそ、修正申告を求められたものの、いまだ課税処分には至っていないのだろう。

とはいって、デベロッパー側ではどのように処理しているのだろうか。藍子はいろいろと思考を巡らしていたが、麗琴はすでに笑顔を取り戻している。

「ねえ、私の代わりに税務署に説明してもらっていい。晚ご飯ご馳走するから」

いつもの調子で、藍子はまた麗琴に頼み込まれた。彼女を見送った藍子は、片付けもそこそこに真生の部屋を覗き込んだ。気になって仕方がない。一昨日から、数名の男女がノートパソコンや複数のディスプレイを睨んでいるのである。おそらく二晩、ほぼ徹夜なのであろう。疲労感が漂っている。

香港で調査の糸が断ち切れたわけではなかった。真生が撮影した数千枚におよぶ写真が手がかりだ。そこに必ず関係者が必ずいるはずだ。貿易商の北村が、どこからか顔認証プログラムを調達してくれた。それを駆使しつつ、さらにアナログ的に人間の眼で探し続けた。探すべき人間がわからないまま……

ある人物が数回ヒットした。どの画像も、プラベートバンクや輸出入ブローカーの関係者とおぼしき人物と一緒にいる。その画像を見て、宮田が驚いた顔をしている。

「誰なんだ？」

真生が問いかけた。

「安部伸二。うちの取締役、山野取締役の腹心です。何度か会社でもみかけたことがあります」

「山野って、複数の上場会社の取締役をも兼任している、あの山野か？」

真生が確認する。業界ではそれなりの有名人である。

「はい。そのとおりです」

「なるほどなあ」

宮田の回答に、ほぼ全員が同時に声を発した。ようやく事件の全容が見えはじめてきたのだ。誰がどんな絵を描いたのか、が。あとは、山野が取締役を務める会社か、そのグループ会社との取引、それらの会社の融資関係を洗い出せば、循環取引の詳細はおのずと顯れてこよう。あるいは、「ラプター」とも呼称されるペーパーカンパニー使って、損失飛ばしをしていることも明らかにできるだろう。

「宮田君。頼むぞ。次は君の出番だ。必ず取引記録があるはずだ。そこが突

破口だ」

真生が宮田の胸を強く叩いた。

「先生。刑事事件の方はわれわれにお任せください。対象者が特定できれば、もちろん出入国記録もはっきりします。これでおそらく、京都地検も動き出せると思います」

おおよそ、事件の概要を把握したのだろう。南川が後押しをしてくれる。

「これで少しばかり、あいつの無念を晴らせるかもな」

恭子が深々と頭を下げていた。振り返れば、舞鶴から長い1年だった。そう思いつつ、中庭に出た。暖かな春の日差しが心地よかった。そこではすでに沙也加、藍子、雪の3名が祝杯の準備を整え、待機してくれていた。

「乾杯」

生前、高橋がこよなく愛した銘酒『一吟』を全員が一気に飲み干した。今宵はあいつと飲み明かすことになるだろう。

真生はあらためて、藍子らにすべてを任せて調査に専念できることの有り難みを痛感していた。そうでなければ、ここまで辿り着くことはできなかっただろう。そして真生は言葉を続けた。

「ありがとう」

と。

キーワード索引

あ
行

- 青色申告 60・192
- 赤字会社 68
- 後払いの性質 206

- い▶ 慰安 92
- 遺産分割 232
- 遺産分割協議 232
- 一時金 206
- 一時所得 76
- 一般 92
- 一般社団法人 34
- 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準 166・224
- 違法な支出 2

- △▶ 売上総利益 68
- 売上値引 84

- え▶ 営業権 68
- 役務の提供 18・140
- エントランス回線利用権 44
- 援用 76
- 援用日説 76

- お▶ OEM 生産 116
- 夫弁護士・妻弁護士事件 10
- 主たる課税処分 158
- 主たる納税義務者 158

か
行

- か▶ 概算課税 192
- 害する意志 176
- 架空計上 224
- 確定決算 166

- 確定申告 60・166
- 過去の誤謬 166
- 果実相当額 140
- 課税仕入れの年月日 132
- 課税処分の瑕疵 158
- 仮装 240
- 家族労働 10
- 株主総会 166
- 簡易な不動産鑑定 52
- 換価代金 216

- き▶ 危機的状況 84
- 起算日説 76
- 疑似 DES 26
- 給与所得 92
- 技術 68
- 帰責事由 150
- 帰属する所得 108
- 期待 2
- 寄附金 18・84・124・140
- 客観的 224
- 客観的な交換価値 52
- 協議離婚 100
- 行政規則 52
- 共同相続人 232
- 居住者 184
- 業務を承継 60
- 勤務関係の終了 206

- く▶ 具体的根拠 124
- グループ法人税制 84・140

- け▶ 経営指導料 124

経済的実質的観点	224
経済的目的	140
経済的な利益	18・92・140
経済的利益	84・92・100・108
計算期間	184
計上時期	224
契約	124
契約類型	240
決議の取消し	166
決議無効確認	166
減価償却	44
現金払込型 DES	26
現実の収受	2
源泉所得税	184
源泉徴収税額	184
現物出資	26
現物出資型 DES	26
権利確定主義	116
権力能力なき社団	34
権利の得喪	150
<hr/>	
➡ 交換	240
公正会計処理基準	116
更正の請求	150・166
公的見解	60・200
高度の蓋然性	176
公平な所得計算	116
公平負担の原則	52
合理性	10
合理的な理由	84
酷と思料される事情	200
国税	216
国家賠償法	60

さ 行

➡ 債権管理	116
債権者と通謀	176
債権譲渡	26
債権の放棄	84
債権の免除	84
財産換価手続	216
財産差押え	216
財産分与	76・100
債務消滅益	26
債務の本旨	176
詐害行為以前	176
詐害行為取消権	176
先取特権	216
差金	240
錯誤無効	100
雑所得	108
暫定	232
<hr/>	
➡ 仕入税額控除	132
時効完成日説	76
時効取得	150
時効の効力	150
事業所得	10・184
事業譲受け	68
私債権	216
試作品	116
資産の譲渡	18・140
資産又は役務の内容	132
実額反証	192
実質的な事実関係	206
私的自治の原則	124
支払対価の額	132

キーワード索引

支払報酬 184
事務処理上の指針 52
事務処理を統一 52
社会通念上 92
社団性 34
社団性の要件 34
修正申告 166
収益 224
収益計上の時期 116
収益事業課税 34
収益の獲得 44
従前の勤務関係 206
収入すべき金額 2
収入すべき権利 224
取得価額 44
取得時期 176
取得時効 76・150
取得時における価額 108
取得費 76・232
純資産の増加 2
少額減価償却資産 44
譲渡所得 100・232・240
使用者 92
使用人 92
消費税額を把握 132
所得の実額 192
白色申告 60
人格のない社団 34
信義則 60
申告納税方式 184
真実の記載 132
真実の仕入先 132
真に課税仕入れが存在 132

☞ 推計課税 192

推計課税の性質 192
推計の合理性 192
推計の必要性 192

☞ 生活を保障 206

清算 100
税制適格現物出資 26
税制非適格現物出資 26
正当な理由 200
税負担の軽減 240
税理士報酬 10
前期損益修正 166
全国銀行貸出利益 140
全所得課税 34

☞ 総合評価 68

相殺 240
相続 60
相続財産 150
相続発生の時点 108
租税回避 18・124・140
租税債権の発生 176
租税法律主義 60
租税負担公平の原則 192
遡及効 150
損害賠償請求権 224

た 行 ☞ 第三者割当増資 26

代償分割 76・232
退職所得 206
第二次納税義務 158

第二次納税義務者	158	納付通知書	158
滯納処分執行	158	のれん	68
多額の金員	200		
担税力	224	は 行	10
単独相続	232	配偶者	216
担保債権	216	配当	240
ち 超過収益力	68	売買	176
帳簿等の保存	132	発生の基礎	18
つ 通常必要な資産	44		
て DES	26	ひ 比較考量	52
低額譲渡	18	非課税所得	108
低額譲受人	158	引き直し	240
提供経費	124	必要経費	2・10・184
定型的補正	52	被保全債権	176
適正価格	18・68	評価通達	52
と 動機の錯誤	100	平等原則違反	10
同時	224	ふ 不自然な経済活動	200
独立企業間	124	不当に減少させる行為	200
取引単位	44	不当利得	2
な 行		船積日基準	116
な 荷為替取組日基準	116	不服申立期間	158
二重に課税	108	不服申立の起算日	158
日数	184	不法原因給付	2
入金時の売上計上	116	分与義務の消滅	100
ね ねずみ講	34		
年金	108	へ 弁護士費用	76
の 納税義務	34	弁護士報酬	10
		ほ 法形式	240
		報酬	124
		報償	206
		法定相続割合	232

キーワード索引

法定帳簿 132
法令の解釈 52
保全執行裁判所 216

ま 行

未収利息 2
みなし相続財産 108
民事保全法 150

無形の財産的価値 68
無限連鎖講 34
無償 100
無償譲渡 18
無償の供与 84
無利息 140
無利息貸付 200
無利息消費貸借 200

や 行

役員 92

ゆ 行

優遇課税 206
有償譲渡 18

よ 行

要素の錯認 100

り 行

利息収入 200
利息制限法 2
利息相当額 200
立証責任 192
立法目的 10

れ 行

レクリエーション 92
連結納税制度 84

れ 行

労務の対価 206

◆執筆者紹介◆ (50音順)

□大川 真司 (おおかわ しんじ)

同志社大学法学部法律学科卒業。あづさ監査法人（現：有限責任あづさ監査法人）での勤務を経て、現在、大川公認会計士・税理士事務所所属。平成20年公認会計士登録。平成22年税理士登録。

大川公認会計士・税理士事務所

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会役員。

□岸野 将史 (きの まさし)

同志社大学経済学部経済学科卒業。京都監査法人での勤務を経て、現在、岸野公認会計士・税理士事務所所属。平成23年公認会計士登録。平成24年税理士登録。

岸野公認会計士・税理士事務所

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□四方 浩人 (しかた ひろと)

税理士法人エム・エイ・シー京都勤務を経て、四方公認会計士・税理士事務所を開業。平成18年公認会計士登録。平成19年税理士登録。

四方公認会計士・税理士事務所

日本公認会計士協会京滋会役員（会報部部長）。一般社団法人研友会会員。

□白井 太郎 (しらい たろう)

慶應義塾大学商学研究科修了。監査法人誠和会計事務所（現：有限責任監査法人トーマツに吸収合併）勤務を経て、現在、税理士法人白井会計事務所。平成6年公認会計士、税理士登録。

税理士法人 白井会計事務所

日本公認会計士協会京滋会副会長。一般社団法人研友会会員。

□谷口 純一（たにぐち じゅんいち）

同志社大学商学部商学科卒業。中央青山監査法人、京都監査法人での勤務を経て、谷口純一公認会計士事務所を開業。平成18年公認会計士登録。平成22年税理士登録。

谷口純一公認会計士・税理士事務所

日本公認会計士協会京滋会役員（後進育成部部長）。一般社団法人研友会会員。

□八田 泰孝（はった やすたか）

監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）での勤務を経て、現在、税理士法人大ム・エイ・シー京都代表社員。平成13年公認会計士登録。平成23年税理士登録。

税理士法人大ム・エイ・シー京都

日本公認会計士協会京滋会役員（経理部部長）。一般社団法人研友会会員。

□山本 憲宏（やまもと けんこう）

中央大学経済学部経済学科卒業。監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）での勤務を経て、現在、山本公認会計士・税理士事務所。平成16年公認会計士登録。平成17年税理士登録。

山本公認会計士・税理士事務所

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□吉川 了平（よしかわ りょうへい）

立命館大学大学院経営学研究科博士課程博士（経営学）学位取得修了。中央新光監査法人（現：京都監査法人）での勤務を経て、吉川了平公認会計士事務所開設。平成7年公認会計士、税理士登録。関西学院大学大学院法学研究科国内客員教授（租税法）。四国松山凜監査法人社員。

吉川了平公認会計士事務所

日本公認会計士協会京滋会役員（出版委員会委員長）。一般社団法人研友会役員。元日本公認会計士協会修了考查委員（租税法）。

かいけい ぜい むじあんふんとうき
会計プロフェッショナルの税務事案奮闘記
まなそせいほうはんれい
ストーリーで学ぶ租税法判例30

2016年1月20日 第一刷発行

2016年2月8日 第二刷発行

編著者 にほんこうにんかい しきょうか かいじかい
日本公認会計士協会京滋会 ©

監修者 ふかいい かずみ
深井 和巳

発行者 小泉 定裕

発行所 株式会社 清文社

東京都千代田区内神田1-6-6 (MIFビル)
〒101-0047 電話 03(6273)7946 FAX 03(3518)0299
大阪市北区天神橋2丁目北2-6 (大和南森町ビル)
〒530-0041 電話 06(6135)4050 FAX 06(6135)4059
URL <http://www.skattsei.co.jp/>

印刷：亜細亞印刷株

■著作権法により無断複写複製は禁止されています。落丁本・乱丁本はお取り替えします。

■本書の内容に関するお問い合わせは編集部までFAX (06-6135-4056) でお願いします。

*本書の追録情報等は、発行所（清文社）のホームページ (<http://www.skattsei.co.jp>) をご覧ください。

ISBN978-4-433-53815-6